

3 監査報告第 1 1 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

千葉県議会議長 川 村 博 章 様
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉県監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 小松崎 文 嘉
同 麻 生 紀 雄

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 対象

1 出資団体

- (1) 千葉市住宅供給公社（都市局建築部）

2 財政援助団体

- (1) 公益社団法人 千葉市幼稚園協会（こども未来局こども未来部）
 - ・公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金
- (2) 千葉市青少年相談員連絡協議会（こども未来局こども未来部）
 - ・青少年健全育成事業補助金（青少年相談員活動事業）

3 公の施設の指定管理者

- (1) 千葉YMCA・伊藤忠UCグループ（こども未来局こども未来部）
 - ・少年自然の家
- (2) Fun Space・オーチャー共同事業体（稲毛区役所）
 - ・長沼コミュニティセンター
- (3) ちばアートウインド運営企業体（若葉区役所）
 - ・千城台コミュニティセンター

第2 期間

令和3年8月2日から令和4年3月29日まで

第3 重点項目

1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切か。
- (4) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経理が適正になされているか。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

1 出資団体

項 目		着 眼 点
団体 関 係	1 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。	(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
	2 決算諸表等は適正に作成されているか。	(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (2) 事業成績は適正に決算諸表等に表示されているか。 (3) 財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
	3 会計経理、財産管理は適切か。	(1) 会計経理、財産管理は適切か。 (2) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 (3) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
	4 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 資金の運用は適切か。 (2) 経費削減は図られているか。
所管部局関係		(1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。 (2) 出資金等の支出手続は適正か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

2 財政援助団体

項 目		着 眼 点
団体 関 係	1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (2) 交付申請書、実績報告書等は適切か。 (3) 補助金の精算報告は適切に行われているか。精算に伴う返還金の時期は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計上の責任体制が確立されているか。
所管部局関係		(1) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。 (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 交付申請書、実績報告書等の内容は十分に確認が行われているか。 (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

3 公の施設の指定管理者

項 目		着 眼 点
団体関係	1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 (4) 利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正に行われているか。
	2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2) 個人情報の管理は適正に行われているか。 (3) 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4) 利益の還元は適正に行われているか。 (5) 施設の使用許可、使用の制限等に関する業務が適正に行われているか。
	3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1) 利用料金又は使用料の収納は適正に行われているか。 (2) 備品管理は適正に行われているか。 (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4) 他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管部局関係		(1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2) 基本協定等に規定する事項は適正に行われているか。 (3) 備品管理は適正に行われているか。 (4) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係者からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

第6 日程

日 付	内 容	
令和3年 6月 2日	監査実施通知	
令和3年 9月 1日 令和3年11月24日	概況説明の聴取	令和3年度第 6回監査委員会議 令和3年度第10回監査委員会議
令和4年 3月22日	復命	令和3年度第14回監査委員会議

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政的援助等に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求めるものである。

1 出資団体

(1) 千葉市住宅供給公社

ア 【団体】財務諸表を適正に作成すべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市住宅供給公社の会計については、同公社会計規程により、地方住宅供給公社会計基準に従うものとされている。

同会計基準によると、財務諸表として附属明細表の作成が求められているが、同公社においては、附属明細表のひとつである設立団体との取引明細が作成されていなかった。また、財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならないとされているが、注記すべき会計方針のうち、固定資産の減価償却の方法についての記載が漏れていた。

(イ) 指摘

財務諸表については、地方住宅供給公社会計基準に基づき、適正に作成されたい。

(参考)

地方住宅供給公社会計基準 抜粋

(財務諸表の体系)

第9 公社は、毎決算期に次に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 附属明細表
- (6) 財産目録

(重要な会計方針の注記)

第11 財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法（「会計方針」という。）で次に掲げる事項は、注記しなければならない。

- (3) 固定資産の減価償却の方法

第 38 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

(11) 設立団体との取引明細

2 財政援助団体

(1) 千葉市青少年相談員連絡協議会

ア 【団体】 補助金の交付申請及び実績報告に係る書類を適正に作成すべきもの

【所管部局】 補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）によると、補助金等交付申請書には、補助事業等の効果を記載した書類を添付しなければならないとされ、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとされている。

しかしながら、青少年健全育成事業補助金（青少年相談員活動事業）においては、交付申請書に添付された事業計画書に、具体的な効果の記載が確認できない事例が見受けられたほか、提出された書類に記載誤りや記載漏れ等があるにもかかわらず、補助金交付団体に修正を求めることなく受理し、補助金の交付決定及び額の確定を行っていた。

なお、補助金額に影響はなく、補助対象経費以外の経費に充当されている事例はなかった。

(イ) 指摘

千葉市青少年相談員連絡協議会は、規則等に基づき、補助金の交付申請及び実績報告を適正に行われたい。また、所管部局においては、規則等に基づき補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行われたい。

(参考)

補助金等交付規則 抜粋

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業等に着手する前に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、補助事業等に着手した後に提出することができる。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業等の目的及び内容

(3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画（補助事業等の完了後に申請を行う場合にあつては、補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了期日その他補助事業等の実績）

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者の営む主な事業
 - (2) 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - (3) 補助事業等の効果
 - (4) 補助事業等の実施状況（補助事業等の完了後に申請を行う場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める事項

3 公の施設の指定管理者

(1) ちばアートウインド運営企業体

ア 【団体】再委託の事前手続を適正に行うべきもの

【所管部局】再委託の事前手続が適正に行われるよう指導すべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市文化ホール等の管理に関する基本協定書によると、再委託を行う場合には、あらかじめ文書による市の承諾を得ることが規定されている。

しかしながら、一部の業務について、文書による市の承諾を得ることなく再委託が行われていた。

(イ) 指摘

管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者へ再委託することは認められておらず、市は、再委託される業務が認められるものであるかを予め判断する必要がある。

指定管理者は、管理業務の再委託に際し、基本協定書に基づき適正な手続を行われたい。また、所管部局においては、基本協定書に定める手続が適正に行われるよう必要な指導を行われたい。

(参考)

千葉市指定管理者制度運用ガイドライン 抜粋

※1 業務の再委託

第三者への業務の再委託については、地方公共団体による適正な管理を確保した上で指定管理者にその管理を行わせることとした自治法の趣旨に照らすと、指定管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分（指定管理者のノウハウを生かすべき企画提案業務など）の再委託は認められない。

清掃、警備などの個々の事実上の行為を再委託することは可能であるが、その際は市への通知を必要とする。再委託を認めない業務は、募集要項等で明らかにしておく必要がある。

(2) Fun Space・オーチャー共同事業体及びちばアートウインド運営企業体

ア 【団体】 事業報告書を適正に作成すべきもの

【所管部局】 事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきもの

(ア) 事案及び問題

各コミュニティセンターの管理運営の基準によると、事業報告書には再委託を行った業務を記載することとされているが、再委託を行っているにもかかわらず、指定管理者から提出された事業報告書にはその旨の記載がなかった。

(イ) 指摘

指定管理者は、規定等に基づき事業報告書を適正に作成されたい。また、所管部局においては、指定管理者からの提出書類が適正に作成されているか確認するとともに、必要な指導を行われたい。

参考：監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 千葉市住宅供給公社

ア 設立年月日 平成8年7月1日

イ 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積み立て分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター1階

エ 代表者 理事長 鎌田 栄

オ 基本財産 100,000千円（千葉市出資額 100,000千円）

カ 事業内容

(ア) 市営住宅等管理受託事業

(イ) 駐車場管理受託事業

(ウ) 介護・高齢者・障害者住宅改修審査受託事業

(エ) 危険ブロック塀等改善補助事業に係る事務受託事業

(オ) 住宅関連情報提供等受託事業

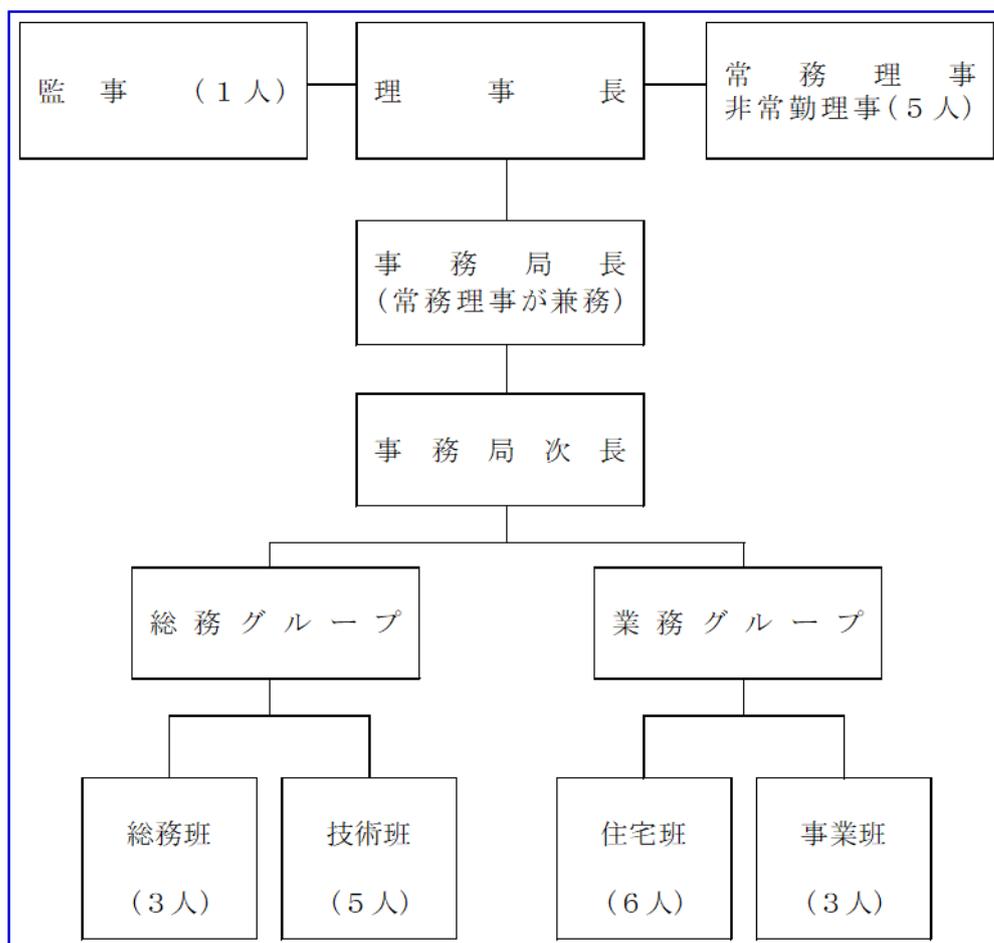
(カ) 再生可能エネルギー等設備導入事業補助事業に係る事務受託事業

(キ) 千葉市居住支援協議会事務局

(ク) 一般賃貸住宅管理受託事業

(ケ) 空き家の管理支援・解体促進支援事業

キ 組織及び職員内訳（令和3年7月1日現在）



(単位：人)

役員（常勤）	2
職員（再雇用職員3人を含む）	20
嘱託職員	18
非常勤職員	2
合計	42

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日まで)

(単位：円)

科目	令和2年度	令和元年度	増減
事業収益〔a〕	1,445,261,780	1,308,598,751	136,663,029
賃貸管理事業収益	5,199,076	6,947,212	△1,748,136
その他事業収益	1,440,062,704	1,301,651,539	138,411,165
事業原価〔b〕	1,400,101,178	1,269,057,855	131,043,323
賃貸管理事業原価	2,790,478	8,720,177	△5,929,699
その他事業原価	1,397,310,700	1,260,337,678	136,973,022
一般管理費〔c〕	48,189,362	42,142,501	6,046,861
事業利益(△損失) 〔d = a - b - c〕	△3,028,760	△2,601,605	△427,155
その他経常収益〔e〕	2,129,428	6,707,875	△4,578,447
その他経常費用〔f〕	188,475	148,419	40,056
経常利益(△損失) 〔g = d + e - f〕	△1,087,807	3,957,851	△5,045,658
特別利益〔h〕	△265,552	△40,240	△225,312
当期純利益(△損失) 〔i = g + h〕	△1,353,359	3,917,611	△5,270,970

(イ) 財政状態

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

科目	令和2年度	令和元年度	増減
流動資産	605,922,639	711,779,203	△105,856,564
現金預金	600,082,896	691,070,348	△90,987,452
未収金	5,772,641	19,503,789	△13,731,148
前払金	1,375,330	1,275,120	100,210
その他流動資産	0	276	△276
短期貸付金	0	2,266,000	△2,266,000
貸倒引当金	△1,308,228	△2,336,330	1,028,102
固定資産	147,479,055	121,913,162	25,565,893
有価証券	99,999,500	99,998,500	1,000
有形固定資産	59,903,430	52,686,630	7,216,800
減価償却累計額	△16,143,156	△30,771,968	14,628,812
無形固定資産	3,638,330	0	3,638,330
その他の固定資産	80,951	0	80,951
資産合計	753,401,694	833,692,365	△80,290,671
流動負債	301,668,609	390,564,939	△88,896,330
未払金	271,823,989	361,016,861	△89,192,872
前受金	4,796,635	4,747,303	49,332
預り金	9,985,559	9,718,115	267,444
引当金	15,062,426	15,082,660	△20,234
固定負債	210,623,792	200,664,774	9,959,018
預り保証金	65,720	28,320	37,400
引当金	168,174,636	183,450,126	△15,275,490
その他固定負債	42,383,436	17,186,328	25,197,108
負債合計	512,292,401	591,229,713	△78,937,312
資本金	100,000,000	100,000,000	0
資本剰余金	5,000,000	5,000,000	0
繰越剰余金	136,109,293	137,462,652	△1,353,359
資本合計	241,109,293	242,462,652	△1,353,359
負債及び資本合計	753,401,694	833,692,365	△80,290,671

2 財政援助団体

(1) 公益社団法人 千葉市幼稚園協会

ア 設立年月日 平成13年3月21日

イ 設立目的 会員相互の協力により、幼児教育に関する事業を行い、私立幼稚園等の公共性を高め、もって千葉市における幼児教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）3階

エ 代表者 会長 岸 憲秀

オ 事業内容

(ア) 幼児教育に関する研修・調査研究事業

(イ) 子育て支援事業

(ウ) 幼児の奉仕実践活動及び情報提供事業

(エ) 幼児教育を担う人材確保事業

(オ) 千葉市内の幼稚園に対する助成事業

(カ) 有料職業紹介事業

(キ) 会員の研修・会員交流に資するための事業

カ 対象補助金 公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金
2, 233, 889円

(2) 千葉市青少年相談員連絡協議会

ア 設立年月日 昭和38年10月1日

イ 設立目的 青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、その地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資することを目的とし、設立された。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所1階健全育成課内

エ 代表者 会長 東野 広志

オ 事業内容

(ア) 学区ブロック活動

(イ) 標語コンクールの開催

(ウ) 定期総会及び理事会の開催

(エ) 会報「相談員だより」の発行

(オ) 青少年相談員の研修及び講習会

(カ) 千葉市青少年のつどい大会

(キ) 県央地区青少年のつどい大会（千葉市・市原市）

カ 対象補助金 千葉市青少年健全育成事業補助金
1, 845, 322円

3 公の施設の指定管理者

(1) 千葉YMCA・伊藤忠UCグループ

ア 団体概要

- (代表企業) 一般財団法人 千葉YMCA
 代表理事 廣田 光司
 千葉市中央区富士見二丁目5番15号
- (構成団体) 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
 代表取締役社長 深城 浩二
 東京都中央区日本橋大伝馬町1番4号

イ 公の施設名

(ア) 千葉市少年自然の家

- a 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- b 指定管理委託料 1,341,799,000円
- c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 148,541.60㎡ 延床面積 14,671.20㎡
施 設 構 造	RC造 木造 (ログハウス、野外炊飯場、キャンプセンター棟の一部)
施 設 概 要	サービスセンター棟【RC造2階建】 事務室、受付窓口、学習室、視聴覚室 集いのホール棟【RC造2階建】 レクリエーションルーム、ホール、野外ステージ 宿泊棟【RC造3階建 36室 定員250人】 4人部屋6室、5人部屋2室、6人部屋4室、 8人部屋24室 リフレッシュセンター棟【RC造3階建】 レストラン、大浴場、シャワー室 自然環境学習センター棟【RC造2階建】 クラフト室、実験室、展示室、学習室、星座観測デッキ プレイホール棟【RC造平屋建】 キャンプセンター棟【RC造2階建、一部木造】 事務室、食品保冷庫、炊飯器具倉庫、薪置場、 リネン・シェラフ保管庫 ログハウス棟【木造平屋建13棟、木造2階建5棟、各棟 定員8人】 野外炊飯場【木造平屋建】 ログハウスゾーン3棟、野外活動ゾーン2棟

	営火場【2箇所】 ふるさと田んぼゾーン 田んぼ3枚、畑1枚、湿性植物池 駐車場 普通車74第（うち障害者用4台）、バス7台収容可	
入退所時間	午前9時から午後4時まで	
使用期間	4泊5日以内	
使用時間	宿泊	使用開始日の午前11時から 使用終了日の午前9時まで
	日帰り	午前9時から午後4時まで
休所日	12月23日から翌年の1月3日まで	

d 管理業務等の概要

区分	内容
施設運営業務	施設の利用受付、主催事業の計画・実施、食事等の提供、広報、緊急時対応等
維持管理業務	施設等の保守点検、修繕、清掃、警備等
経営管理業務	事業計画書及び事業報告書作成業務、事業評価の実施（モニタリング）、再委託関係業務等
自主事業	講座・イベントの企画、誘致、地域との連携等

(2) Fun Space・オーチャー共同事業体

ア 構成団体及び所在地

(代表企業) Fun Space 株式会社

代表取締役 鈴木 茂

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

(構成団体) 株式会社オーチャー

代表取締役 片野 由布

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号オーチャー第1ビル

イ 公の施設名

(ア) 千葉県稲毛区長沼コミュニティセンター

a 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日(前指定期間)

令和3年4月1日～令和8年3月31日(現指定期間)

b 指定管理委託料 47,876千円

c 施設の概要

区 分	概 要
施設規模	敷地面積 4,524.43m ² 延床面積 2,653.55m ²
施設構造	鉄筋コンクリート3階建
施設概要	施設内容 本館1階：事務室、ロビー、幼児室、料理実習室、多目的室、機械室 2階：創作室、集会室、講習室、和室 3階：会議室、サークル室、音楽室、大広間、倉庫 体育館：更衣室、倉庫
休館日等	休館日：年末年始 12月29日～1月3日 その他、施設の管理運営上必要と認められる場合に臨時休館日を設ける場合がある。 開館時間：9：00～21：00

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	使用申請の受付、使用許可、使用料金の徴収等施設貸出、市からの受託事業実施等
施設維持管理業務	保守点検管理、清掃、修繕、保安警備等
経営管理業務	事業計画書作成、事業報告書作成業務等 利用者意見等の把握と対応
自主事業	初心者対象★卓球教室、キッズのパンづくり、子どものプログラミング教室、はじめてのレザークラフト体験、お茶会(意見交換会)

(3) ちばアートウインド運営企業体

ア 構成団体及び所在地

(代表企業) Fun Space 株式会社

代表取締役 鈴木 茂

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

(構成団体) (ア) 株式会社 パシフィックアートセンター

代表取締役 及川 正勝

東京都中央区新富2丁目8番1号

(イ) 株式会社 千葉共立 代表取締役 武井 幸也

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号

(ウ) 株式会社 ハンズオン・エンタテインメント

代表取締役社長 菊地 哲榮

東京都港区北青山3丁目5番12号

青山クリスタルビル4階

(エ) 株式会社 オーチャー 代表取締役 片野 由布

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号

オーチャー第1ビル

イ 公の施設名

(ア) 千葉市若葉区千城台コミュニティセンター

a 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日 (前指定期間)

令和3年4月1日～令和8年3月31日 (現指定期間)

b 指定管理委託料 88,163千円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 7,485.10㎡ 延床面積 5,096.06㎡ (コミュニティセンター部分2,795.16㎡)
施 設 構 造	地上3階地下1階建 鉄筋コンクリート造
施 設 概 要	本施設は、若葉文化ホール及び千城台市民センター、青少年サポートセンター東分室との複合施設であり、 ①コミュニティ活動の場と機会の提供 ②情報発信、相談機能の場として事業を実施している。
休 館 日 等	休 館 日：年末年始 12月29日～1月3日 その他、施設の管理運営上必要と認められる場合に臨時休館日を設ける場合がある。 開館時間：9：00～21：00

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	使用申請の受付、使用許可、利用料金の徴収等施設貸出、市からの受託事業実施等
施設維持管理業務	保守点検管理、清掃、修繕、保安警備等
経営管理業務	事業計画書作成、事業報告書作成業務等 利用者意見等の把握と対応
自主事業	名作上映会、和菓子作り体験、テーマ別講習会、 郷土歴史探訪、ちしろだいこどもまつり 他各種教室・講座等